

令和 5 年 6 月 16 日現在

機関番号：22701

研究種目：若手研究

研究期間：2019～2022

課題番号：19K13519

研究課題名（和文）海洋法秩序における「法の支配」の再定位

研究課題名（英文）Reconsideration of 'the Rule of Law' in the Maritime Legal Order

研究代表者

瀬田 真（SETA, Makoto）

横浜市立大学・国際教養学部（教養学系）・准教授

研究者番号：90707548

交付決定額（研究期間全体）：（直接経費） 2,000,000円

研究成果の概要（和文）：本科研費は、11の口頭報告と、7つの論文発表につながった。論文のうち5つは英語での発表であり、いずれも査読があるものであり、Marine Policy誌のような、海洋分野であったり、あるいは国際法の分野では名の知れた雑誌への掲載も実現した。法の支配の概念についての研究は、一定程度の考察ができ、共通する理解の存在を確認した。また、非法規範と法の関係についても、国際法、特に海洋法の観点からどのように機能・影響し、それがどのように認識されているかについて分析した。

研究成果の学術的意義や社会的意義

国際社会における「法の支配」、という概念について再考し、特に、実体的に規定されていることのみを法とし、手続法に基づいて行われた判断や決定については法として観念するのか、といった点は、学術的にも長く考察対象とされてきた「法の支配」の概念の研究においてもなされていなかった研究であり、その部分で新規・独自性があると考えられる。法的拘束力はあれど強制力がない国際法について、それをどのように実質的に強制力のあるようにしていくか。研究期間中にロシアの侵略戦争がはじまり、国連安保理でも国家間の「法の支配」が議論されたこともあり、残念ながら、本研究の意義が高まったと言える。

研究成果の概要（英文）：This research leads to the production of eleven presentations and seven articles. Five of them are written in English and published after passing the reviews. Some of them are published in comparatively well-known journals, such as Marine Policy, both in the marine sector and international law. In the research, the understanding of 'the rule of law' is explored, and the existence of shared understanding as well as different understandings is found. Moreover, the research examines the function and impact of non-regal norms, and how they are perceived is also analyzed.

研究分野：国際法

キーワード：海洋法 法の支配 非法規範 海洋法条約 ITLOS ICJ CLCS

科研費による研究は、研究者の自覚と責任において実施するものです。そのため、研究の実施や研究成果の公表等については、国の要請等に基づくものではなく、その研究成果に関する見解や責任は、研究者個人に帰属します。

## 1. 研究開始当初の背景

- (1) 「法の支配」の概念を巡っては、国内外において幅広く議論される場所であり、その細部の理解については差異があるのが現状である。ただ、そのような差異はあったとしても、この概念が「人の支配」「力の支配」と対を為す概念であり、特定の個人の権威や力を用いない形で秩序維持を実現するために援用される点は異論ないものと思われる。そして、国際社会における「法の支配」については、国際立憲主義の研究の中で注目を集めている。
- (2) この「法の支配」の実現を、海の文脈で考えるならば、海の憲法ともされる国連海洋法条約（UNCLOS）を中心に達成されるはずである。UNCLOS は、国家の権利義務を定めるためだけでなく、UNCLOS の解釈適用に関する紛争を原則として一方当事者の付託により司法手続きに付すことができるようにすることで、「法の支配」を実現しようとしている。このような「海洋における法の支配」に挑戦するものとして、UNCLOS に基づき 2016 年に下された比中仲裁の裁定に対する、中国の不遵守が考えられる。しかしながら、中国が「海洋における法の支配」を否定しているかと問われれば、そうではない。比中仲裁後、中国は、政府自らあるいは中国国際法学会などを通じ、仲裁裁定は UNCLOS 締約国の意思を越える形で管轄権を拡大したとして同裁定を批判し、その法的効果を否定しているものの、UNCLOS 体制そのものを批判しているわけではない。むしろ、2017 年に発表された、中露の「国際法の促進及び諸原則に関する共同宣言」において、両国は UNCLOS の重要性を指摘している。つまり、両国の対立点は、「海洋における法の支配」の存否にあるのではなく、その認識にある。

## 2. 研究の目的

- (1) 現在の海洋法秩序維持における「法の支配」を再定位することが本研究の目的である。「法の支配」という概念それ自体は、法治主義との関係を中心にこれまでも多く研究され、既に手垢のついたものと言える。しかしながら、それらはあくまでも一国の社会の中で検討されるものであったり、力や道徳との関係で論じられるものである。国際法の文脈においても、国際社会における「法の支配」全体に焦点を当てるものが多く、UNCLOS という条約を中心に構築されている海洋法秩序の「法の支配」という切り口での研究は管見の限り存在しない。
- (2) また、「海洋における法の支配」は、上述したように、政治的にはしばしば言及される用語であるものの、この概念を正面から扱ったものは存在しない。その背景には、これが単に政治的な言説であり、法の観点から学術的に検討すべきものではないとの考えがあるのかもしれない。このように多用され、かつ見解の相違がある概念について学術的な見解を示すことができれば、現実社会に持つ意義も少なくない。簡潔に言うならば、日本と中国は同じ用語を使いながら、どのように認識が異なり、それはどのような根拠に由来するものか。また、そのような差はどのようにすれば埋まるのか。このような現実課題の解決に寄与し、海洋法秩序の維持に貢献することが期待される。

## 3. 研究の方法

- (1) 文献研究を中心とした。特に、伝統的に「法の支配」というものがどういった形で観念されてきたかについては、多くの先行研究があることから、その理解をするために文献を参照した。
- (2) 可能な範囲で学会や随時開催されるシンポジウムなどに参加し、報告をしたりあるいは報告を聞いて質疑応答に参加し、各国の専門家、あるいは政府関係者と意見交換をすることで研究を進めた。ただし、この研究期間に COVID-19 により人の往来が著しく制限されてしまったため、想定より、対面での意見交換はできなかったのが実情である。他方で、Zoom で開催されるものへの参加は容易となり、深めることができない部分はあるが、研究の射程は広めることができたとも感じている。

## 4. 研究成果

- (1) 法の支配、でいうところの法をどこまで含めるか。当初は非法規範に着目していたが、それだけでなく、手続法に従った結果出される、裁判所の判決などをどのように認識するか、という点についての相違が顕著であったため、その点についての研究を深めた。
- (2) UNCLOS の場合には、四つの裁判所が紛争を解決するために強制管轄権を行使することができる裁判所として設置されている。これらの裁判所の中でも ITLOS を作ることは、ICJ との関係で、海洋法条約が異なる形で解釈適用されることから、いわゆる断片化の問題が生じる、と懸念も表明されたが、現段階においては、そのような問題は生じてはいない。他方で、ITLOS はまだ、自身の先例が蓄積しておらず、それらを考慮する必要がないがために、ICJ が判例変更した場合などに、ITLOS が自身の先例と ICJ の判例変更のどちらを優先するか、といった深刻な事態には直面していない。そういった場合にどのように対応すべ

きか。ICJ と ITLOS で、一般国際法の部分は ICJ が優先的に判断し、UNCLOS の運用については ITLOS が優先的に判断する、というのが、UNCLOS 裁判所としての両者の在り方として、もっとも適切であるという結論を導いた。

- (3) ITLOS の他、UNCLOS により設置された重要な機関として、CLCS が挙げられる。しかしながら、現状においてはこの CLCS が UNCLOS が起草された当初に期待されていた形で機能を果たしているとは言い難い状況にある。具体的には、CLCS は他の国から「紛争」があるとの反対がある場合には、基本的にそれを受け入れ、勧告の判断をしないという慣行が形成されている。しかしながら、この場合、仮に UNCLOS 裁判所が海洋境界の判断をして、そのような判断に基づいて 200 海里以遠の大陸棚の延長申請をした場合に、判決を無視する形でなされた異論を認め、結局、CLCS が勧告を出すことができず、それにより大陸棚の限界が決まらず、深海底での ISA の活動に支障をきたす、という負の連鎖が想定される。仲裁裁判所の裁定を無視する形で、中国がマレーシアの申請に異議を申しているが、同じ UNCLOS により役割を与えられた機関として、CLCS は単に締約国の主張をそのまま受け入れるのではなく、むしろ UNCLOS 裁判所の判断に従うべきである。南シナ海だけでなく、判決に沿う形でのソマリアの申請にケニアが意義を唱えるなど、この CLCS の慣行は、UNCLOS による法の支配を弱体化させかねないものと言えよう。
- (4) また、法の支配といった場合には、法規範と法規範との間での線引きが重要となってしまう。他方で、実際の国際社会では、条約や慣習法といった法規範ではない非法規範の重要性がますます高まっている。特に、専門知と経験が重要な役割を果たす海洋においては、そういった者により直接的に形成される規範を遵守することの重要性も高まっている。そういった観点も踏まえ、非法規範が法規範に含まれる形について検討を行い、多くが MARPOL 条約などを通じ、UNCLOS の条約に間接的に組み込まれる形をとるが、直接的に組み込まれる可能性もないわけではないと結論付けた。

## 5. 主な発表論文等

〔雑誌論文〕 計12件（うち査読付論文 8件 / うち国際共著 0件 / うちオープンアクセス 1件）

1. 著者名 Li Zhongyu, Seta Makoto	4. 巻 53
2. 論文標題 The Expanding Role of Classification Societies in Conserving the Marine Environment: The Case of the 2004 BWM Convention	5. 発行年 2022年
3. 雑誌名 Ocean Development & International Law	6. 最初と最後の頁 318 ~ 345
掲載論文のDOI (デジタルオブジェクト識別子) 10.1080/00908320.2022.2148793	査読の有無 有
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -
1. 著者名 Seta Makoto	4. 巻 152
2. 論文標題 Compulsory insurance for cruise vessels as a preparation for the next pandemic: Law of the sea perspective	5. 発行年 2023年
3. 雑誌名 Marine Policy	6. 最初と最後の頁 105586 ~ 105586
掲載論文のDOI (デジタルオブジェクト識別子) 10.1016/j.marpol.2023.105586	査読の有無 有
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -
1. 著者名 Seta Makoto	4. 巻 39
2. 論文標題 International Framework for Cruise Vessels in the Post-Pandemic Asia-Pacific Region: Unclear Rights over Internal Waters	5. 発行年 2022年
3. 雑誌名 Chinese (Taiwan) Yearbook of International Law and Affairs	6. 最初と最後の頁 182 ~ 201
掲載論文のDOI (デジタルオブジェクト識別子) 10.1163/9789004532069_005	査読の有無 有
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -
1. 著者名 Seta Makoto	4. 巻 7
2. 論文標題 The Effect of the Judicial Decision of unclos Tribunals on the clcs Procedure: The Case of the South China Sea Dispute	5. 発行年 2022年
3. 雑誌名 Asia-Pacific Journal of Ocean Law and Policy	6. 最初と最後の頁 216 ~ 230
掲載論文のDOI (デジタルオブジェクト識別子) 10.1163/24519391-07020004	査読の有無 有
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 SETA Makoto	4. 巻 25
2. 論文標題 The Asian Contribution to the Development of International Law: Focusing on the ReCAAP	5. 発行年 2021年
3. 雑誌名 Asian Yearbook of International Law	6. 最初と最後の頁 65 ~ 83
掲載論文のDOI (デジタルオブジェクト識別子) 10.1163/9789004501249_004	査読の有無 有
オープンアクセス オープンアクセスとしている (また、その予定である)	国際共著 -

1. 著者名 SETA Makoto	4. 巻 -
2. 論文標題 Cross-Fertilisation and Conflicts between Courts and Tribunals: An Analysis from the Perspective of the United Nations Convention on the Law of the Sea	5. 発行年 2021年
3. 雑誌名 International Procedure in Interstate Litigation and Arbitration	6. 最初と最後の頁 401 ~ 423
掲載論文のDOI (デジタルオブジェクト識別子) 10.1017/9781108961387.018	査読の有無 有
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 SETA Makoto	4. 巻 -
2. 論文標題 Japanese Law and Policy on Marine Environment Protection: The Recent Activation of Ministry of Environment	5. 発行年 2021年
3. 雑誌名 Implementation of the United Nations Convention on the Law of the Sea	6. 最初と最後の頁 179 ~ 197
掲載論文のDOI (デジタルオブジェクト識別子) 10.1007/978-981-33-6954-2_10	査読の有無 有
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 瀬田 真	4. 巻 120
2. 論文標題 感染症発生時における外国籍クルーズ船に対する内水沿岸国の対応：新たな制度の構築に向けて	5. 発行年 2021年
3. 雑誌名 国際法外交雑誌	6. 最初と最後の頁 120 ~ 130
掲載論文のDOI (デジタルオブジェクト識別子) なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 瀬田 真	4. 巻 14
2. 論文標題 海域における他の効果的な区域型保全措置 (Other Effective area-based Conservation Measures: OECM) に関する一考察 カナダ・米国の実行に焦点をあてて	5. 発行年 2022年
3. 雑誌名 環境法研究	6. 最初と最後の頁 47-69
掲載論文のDOI (デジタルオブジェクト識別子) なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 瀬田 真	4. 巻 3
2. 論文標題 米国の海洋環境政策 - OECMとCCSに焦点をあてて -	5. 発行年 2021年
3. 雑誌名 令和2年度 諸外国における環境法制に共通的に存在する基本問題の収集分析業務報告書	6. 最初と最後の頁 3-19
掲載論文のDOI (デジタルオブジェクト識別子) なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 瀬田 真	4. 巻 5
2. 論文標題 自動運航船に関する海洋法規則の現状と展望	5. 発行年 2021年
3. 雑誌名 海洋私法研究会会報	6. 最初と最後の頁 25-30
掲載論文のDOI (デジタルオブジェクト識別子) なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 Makoto SETA	4. 巻 28
2. 論文標題 The Contribution of the International Organization for Standardization to Ocean Governance	5. 発行年 2019年
3. 雑誌名 Review of European, Comparative and International Environmental Law	6. 最初と最後の頁 304-313
掲載論文のDOI (デジタルオブジェクト識別子) 10.1111/reel.12303	査読の有無 有
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

〔学会発表〕 計9件（うち招待講演 2件 / うち国際学会 8件）

1. 発表者名 SETA Makoto
2. 発表標題 Marine Environment Impact Assessment to Offshore Windfarm at the Area beyond National Jurisdiction: Who would Take Responsibility?
3. 学会等名 The Eighth International Four Societies Conference: Areas Beyond National Jurisdiction (国際学会)
4. 発表年 2022年

1. 発表者名 SETA Makoto
2. 発表標題 The Effect of the Judicial Decision of UNCLOS Tribunals on the CLCS Procedure: in the Case of the South China Sea Dispute
3. 学会等名 UNCLOS in Asia Pacific: 40 Years and Onwards (国際学会)
4. 発表年 2022年

1. 発表者名 SETA Makoto
2. 発表標題 Toward the Peaceful Indo-Pacific through the Shared Understanding of the Law of the Sea
3. 学会等名 Symposium on Maritime Cooperation in the Indo-Pacific: Upholding the Rule of Law (招待講演) (国際学会)
4. 発表年 2021年

1. 発表者名 SEA Makoto
2. 発表標題 Influence of the New Treaty on Plastic Pollution for the Arctic: From the Perspective of International Law
3. 学会等名 14th Polar Law Symposium Special Online Session
4. 発表年 2021年

1. 発表者名 LI Zhongyu, 瀬田 真
2. 発表標題 Standing between Navigation and the Marine Environment: Classification Societies and Their Role in Implementing the BWM Convention
3. 学会等名 Accommodating Multiple Interests at Sea (国際学会)
4. 発表年 2020年

1. 発表者名 瀬田 真
2. 発表標題 Harmonization or Collision: The Relationship between Science and Experience in the Arctic Ocean
3. 学会等名 13th Polar Law Symposium Special Online Session (国際学会)
4. 発表年 2020年

1. 発表者名 Makoto SETA
2. 発表標題 Application of Non-Flag States' Domestic Legislation to Marine Environment Impact Assessment at Areas beyond National Jurisdiction
3. 学会等名 The Rule of Law for Oceans (国際学会)
4. 発表年 2019年

1. 発表者名 Makoto SETA
2. 発表標題 Asian (and/ or Japanese) Contribution to the Development of International Law: Focusing on the ReCAAP
3. 学会等名 DILA 30th Anniversary International Conference (招待講演) (国際学会)
4. 発表年 2019年



1. 発表者名 Makoto SETA
2. 発表標題 The Conflict between Consistency within the Courts and Harmonized Operation of the United Nations Convention on the Law of the Sea
3. 学会等名 Comparative Procedure in State-to-State Disputes (国際学会)
4. 発表年 2019年

〔図書〕 計2件

1. 著者名 Makoto SETA	4. 発行年 2019年
2. 出版社 China University of Political Science and Law Press	5. 総ページ数 500
3. 書名 East-West Perspectives on International Law	

1. 著者名 Makoto SETA	4. 発行年 2019年
2. 出版社 Marcial Pons	5. 総ページ数 550
3. 書名 Transforming the Ocean Law by Requirement of the Marine Environment Conservation	

〔産業財産権〕

〔その他〕

-

6. 研究組織

氏名 (ローマ字氏名) (研究者番号)	所属研究機関・部局・職 (機関番号)	備考
---------------------------	-----------------------	----

7. 科研費を使用して開催した国際研究集会

〔国際研究集会〕 計0件

8. 本研究に関連して実施した国際共同研究の実施状況

共同研究相手国	相手方研究機関
---------	---------